

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たの翌日が休日には、その翌日)

鳥取県告示第六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、羽合町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更是、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による羽合町湖北地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年一月三十日

鳥取県知事 平林鴻三

字の区域を変更する名称	同上の区域（昭和五十年一月八日現在の地番による。）
	大字字野字西又二〇二三の二の一部、二〇二三の一四の一部、二〇一四の一、二〇一四の二、二〇一五の一部、二〇一六の一部及び二〇二三の三の一部、大字字野字中大田二二二六の二の一部、二二二七の一部、二二二八の一部、二二二九の一部、二二三〇の一部、二二三四の一部及び二二八の四の一部並びに大字字野字下大田のうち二〇四〇の九の一部、二〇四〇の一の一部、二〇四〇の一一の一部、二〇四〇の八三、二〇五六の一の一部、二〇五七の一部、二〇五八の一部、二〇六〇の一部、二〇六四の一部及び二〇六四の二の一部以外の区域

土地改良法による換地計画の適否の決定
土地改良法による換地処分
基本測量の終了

◆選管告示
鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

◆公 告
あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験の実施

大字字野字下大田

大字宇野
字中大田二

大字宇野字下大田一〇六四の二〇、及び二〇六四の二一、
大字宇野字中大田一 一二一〇の一部、一一一一の二、二
二の三、二一二二の二五、二一二三の二、一一一五の二
及び二一二五の三並びに大字宇野字中大田二のうち二
八の二の一部、一一一九の一の一部及び二一一九の五の一
部以外の区域

大字宇野字下大田一〇四〇の九の一部、二〇四〇の一
の一部、二〇四〇の一二の一部、二〇四〇の八三、二〇五
六の一の一部、二〇五七の一の一部、二〇五八の一部及び
二〇六〇の一部、大字宇野字上大田、一二〇九の一部、二
二一七の一部、二二一八の一部、二二一一の四の一部、二
二二一の七の一部、二二八四の一部及び二三三一の一部、
大字宇野字中大田二 二一一八の二の一部、二一一九の一
の一部及び二一一九の五の一部並びに大字宇野字中大田一
のうち二一一〇の一部、二二一一の二、二二一二の三、二
二二一の二五、二二二三の二、二二二五の二、二二二五の
三、二二二六の二の一部、二二二七の一部、二二二八の一
部、二二二九の一部、二二三〇の一部、二二三四の一部、
二二〇七の二の一部、二二〇七の三の一部、二二〇八の二
の一部、二二〇八の三の一部及び二二〇八の四の一部以外
の区域

大字宇野字上大田
一部、二三一八の一部、二二二一の四の一部、二二二一の
二の一部、二二八四の一部及び二三三二の二の一部以外の
区域

びに大字宇野字上大田のうち二二〇九の一部、二二二七の
一部、二三一八の一部、二二二一の四の一部、二二二一の
七の一部、二二八四の一部及び二三三二の二の一部以外の
区域

大字宇野字西又
一部、二〇一六の一部及び二〇一三の三の三の一部以外の区域

大字宇野字西又のうち二〇一三の二の一部、二〇一三の
一部、二〇一四の一の二、二〇一四の二、二〇一五の一
部、二〇一六の一部及び二〇一三の三の三の一部以外の区域

鳥取県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
臼井眼科医院	鳥取市西町四丁目四二五番地	昭和五十一年一月六日

鳥取県告示第七十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があつた

大字宇野字中大田一 一二〇七の二の一部、二二〇七の
三の一部、二二〇八の二の一部及び二二〇八の三の一部並

ので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地		變 更 年 月 日
	變 更 前	變 更 後	
船木歯科医院	東伯郡東伯町大字徳 万六三五番地	東伯郡東伯町大字徳 万字西垣七三四の一 番地	昭和五十年 十二月十三日

鳥取県告示第七十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	稻 賀 医 院	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十一年一月十九日			境港市上道町九二六

鳥取県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、会見地区第四工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年一月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場及び岸本町役場

鳥取県告示第七十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県済生会 野嶋整形外科 病院	境港市米川町四七 米子市二本木字高木 四九二の三	昭和五十一年一月十六日
桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七〇	"

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡羽合町大字久留二六番地の一羽合町農業協同組合長理事本多不二雄から羽合町農業協同組合が行う土地改良事業に係る湖北地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十五号

測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

昭和五十一年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十一年一月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 作業種類

基本測量(高精度トラバース測量)

鳥取市、米子市、大山町及び青谷町

三 終了年月日

昭和五十年十二月二十日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

昭和五十年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年一月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二,六七人

一 日時

昭和五十一年二月一日(月) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 (1) 昭和五十年十月二十五日執行の大山町議会議員一般選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて

(2) 選舉運動従事者及び労務者に対し支給せらるるややかな報
費弁償及び報酬の最高額について

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験を次のとおり実施する。

昭和51年1月30日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 試験の日時
学科試験 昭和51年2月19日 午前9時から
- 2 実地試験 昭和51年2月20日 午前9時から
試験の場所
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 3 受験願書の提出期限
昭和51年2月5日(郵送の場合は、昭和51年2月5日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。